

発委第 1 号

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

上記の意見書を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 7 項及び八雲町議会会議規則（平成 17 年八雲町議会規則第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 12 月 14 日

提 出 者

総務経済常任委員会委員長 安 藤 辰 行

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

北海道内では、定期的実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって、国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記

- 1 カーボンニュートラルの実現を着実に行うこと。
- 2 海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3 被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4 長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5 赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- 6 コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月14日

北海道二海郡八雲町議会議長 千 葉 隆

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
厚生労働大臣

環境大臣